

綾部市介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（訪問介護サービス(独自)）運営規定

（事業の目的）

第1条 この規定は、株式会社ミストラルサービスが設置するミストラル介護センター綾部（以下「事業所」という。）において実施する綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業（訪問介護サービス(独自)）（以下、「訪問介護サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問介護サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問介護サービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に対し、日常生活に必要な家事等について、その利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 4 訪問介護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

（事業の運営）

第3条 訪問介護サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ミストラル介護センター綾部
- (2) 所在地 綾部市栗町土居ノ内31

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、訪問介護サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 4名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護サービスの利用に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員 20名以上

訪問介護員は訪問介護サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時30分時から午後5時30分までとする。

(4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護サービスの内容)

第7条 事業所で行う訪問介護サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 個別計画等の作成

(2) 生活援助に関する援助

①調理

②衣類の洗濯

③住居の掃除

④生活必需品の買い物

⑤その他必要な日常生活に関する支援

(3) 身体介護に関する内容

①身体整容

②外出介助

③その他の必要な身体の介護

(利用料等)

第8条 訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、「綾部市介護予防・生活支援サービス事業 元綾高第4828号」の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は負担割合証に準ずる。

- 2 前項の利用料のほか、通常の事業の実施地域を越えて訪問介護サービスの提供を行う場合は、それに要した交通費（実費）は利用者負担とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は実施地域を越えた地点から居宅までの距離に応じ請求するものとし、1キロメートルあたり40円の支払を受けるものとする。
- 3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
- 4 訪問介護サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、綾部市内とする。

（衛生管理等）

第10条 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第11条 従事者は、訪問介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

- 第12条 訪問介護サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した訪問介護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した訪問介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 4 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の発生及びまん延の防止のための措置)

- 第15条 事業所は、感染症の発生及びまん延の防止等に関する指針を整備し、事業所内における感染症又は食中毒等の発生及びまん延防止に努めるものとする。

(業務継続に関する取組)

- 第16条 事業所は、災害及び感染症等の発生時に利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために必要な措置を講じるとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）の策定に努めるものとする。
- 2 事業所は、業務継続計画に基づき、業務継続に必要な研修及び訓練等の定期的な実施に努めるものとする。
 - 3 前項の規定による研修及び県連等を実施して場合は、その内容の記録を整備し、5

年間保存するものとする。

(ハラスメントに関する対策)

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメント等により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にし、ハラスメント防止に必要な対策を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業所は、訪問介護サービスに関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低5年間は保存するものとする。

3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は会社役員と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第19条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を綾部市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に介護予防訪問介護相当を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- * 第15条に規定する 感染症の発生及びまん延の防止のための措置
(努力義務とする経過措置期間 令和6年3月31日まで)
- * 第16条に規定する 業務継続に関する取組
(努力義務とする経過措置期間 令和6年3月31日まで)

改訂歴

| | | |
|-----------------|-----------------|---------------------|
| 平成 30 年 4 月 1 日 | 初施行 | |
| 平成 31 年 4 月 1 日 | 介護従事者の員数変更 | 第 8 条 文面変更 |
| 令和 2 年 4 月 1 日 | 介護従事者の員数変更 | |
| 令和 3 年 4 月 1 日 | 介護従事者の員数変更 | (記名押印) 削除 |
| 令和 4 年 4 月 1 日 | 第 15 条～第 17 条挿入 | |
| | 第 15 条→第 18 条 | その他運営に関する事項 |
| | 第 16 条→第 19 条 | 事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供 |